

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止期間						登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止期間						登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止期間						登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止期間						登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止期間								登校可能

< 備考 >

医師の診断によりインフルエンザに罹患したことが明らかとなった場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が「出席停止」の扱いとなります。「欠席」にはなりません。

平成24年度に、インフルエンザの出席停止基準は次のように変更されました。

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

これにより、熱が下がった日によって出席停止期間が変化します。しかし、**どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。**上の例1から例5を参考にしてください。

「発症日」とは、医師の診断を受けた日ではなく、発熱した日のことです。

「発熱」とは、体温が37.5以上である状態のことです。(厚生労働省)

出席停止期間については必ず主治医に相談し、主治医の指示に従ってください。

御不明な点がございましたら、学校(26-3715)まで御連絡ください。